

活動報告

富士山勉強会

平成16年1月24日13時から静岡県東部総合庁舎別棟会議室にて勉強会を開催しました。当日は県内外から130名の方が参加し、和やかな雰囲気の中、約2時間の勉強会は好評のうちに終了することができました。

○ 富士山の法律 ～自然公園法～



環境省自然環境局沼津自然保護官事務所 自然保護官 ／藤原 己一

富士山をはじめとする国立公園には様々な規制の網がかかっており、保護と利用の2つの観点で管理されている。特に日本の国立公園の特徴は、アメリカ等と比べて私有地の多さにある。このことから、利用と法律による制限との調整の必要性が生じる。特別保護地区では、植物の採取や車馬の乗り入れ等が原則禁止されている。

○ レッドデータブックについて



静岡県環境森林部自然保護室野生生物係主幹 ／山口 章一

現在、全国47都道府県のうち42の都道府県で各県版のレッドデータブックを作成し、環境省は全国のものを作成している。静岡県版の特徴は、レッドリストの予備軍である「要注目種」を採用していること、保護方針を公表し県民意識へ働きかけていること等がある。

○ 富士山の植物たち



富士山自然誌研究会会長／菅原 久夫

最高峰の富士山は、植物の垂直分布（高さによる植物のすみ分け）を観察するのに最適な山である。また火山のため、火山荒原から森林へ群落が移り変わる（遷移）様子も観ることができる。さらに富士山ではカラマツがよく目立つ。火山荒原に好んで生えるカラマツは落葉する針葉樹。カラマツは中部地方にのみ分布し、富士山の植生景観を代表する木と言えるだろう。

○ 富士山の蝶について



日本鱗翅学会会員／清 邦彦

富士山の自然を特徴づけるのは、山麓の草原に生息する蝶である。氷河時代に日本に広まったものが、人が生活すること（草刈・野焼き）によって生息地の草原が守られてきた。適度に人が手を加えた環境を維持していくことが、蝶にとっては望ましい。

